岩　手　県　議　会　に　お　け　る
大規模災害時等業務継続計画

平成３０年３月

岩　手　県　議　会

目次

Ⅰ　東日本大震災津波の際の本県議会の対応に係る検証

1　東日本大震災津波発生後の議会運営

（1）当時の経緯

- 平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災津波（以下「震災」という。）が発生
- 震災発生時は予算特別委員会の県土整備部審査中であったが、即座に休憩し、散会とした。
- 3 月 14 日の各会派代表者会議及び議会運営委員会を経て、議案の常任委員会付託を撤回し、予算特別委員会を最終本会議（3 月 15 日）開催前の 13 時から開催し、取りまとめ及び採決を行い、16 時 30 分から開会した最終本会議にて議案採決

（2）振り返り（評価）

- 当初予定どおり（3 月 15 日まで）の会期とするか、追加議案が想定されたため会期延長するかについて、議会運営委員会では意見がまとまらず、採決により決定するなど、議会運営において混乱が生じた。
- 特別委員会の設置については、設置そのものについての異論はなかったものの、一時、設置時期についての意見がまとまらず、本会議において動議が提出されるなど混乱が生じた。

（3）今後への教訓

- 大規模災害発生時の議会運営等に関し、特にも次の事項については、あらかじめルールを定め、大規模災害発生時の混乱回避と円滑な議会運営を確保する必要がある。
  - ・会期の取扱いについての基本的考え方
  - ・付託議案や請願の取扱いについての基本的考え方
  - ・追加提出予定議案（補正予算、発議案等）の取扱いについて
- 大規模災害発生時の特別委員会等、議会における専担調査組織の設置について、あらかじめ基本的な考えを定めておく必要がある。

2　平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部

（1）当時の経緯

- 「災害に係る情報の収集及び提供」及び「収集した情報に基づく要請」を行うための災害対応組織として、議長提案により平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部（以下「議員連絡本部」という。）を 3 月 18 日に設置
- 議員連絡本部は全議員で構成し、本部長に議長、副本部長に副議長
- 議員連絡本部に本部員会議を置き、各会派代表者会議メンバーで構成
- 3 月 23 日から 3 月 25 日にかけて本部長（議長）及び副本部長（副議長）による被災地調査を実施し、4 月 11 日から 4 月 13 日にかけて政府・政党への緊急要請を実施
- 3 月 29 日及び 4 月 14 日に全議員による議員連絡本部会議を開催

（2）振り返り（評価）

- 災害に係る各会派及び各議員の情報共有の場として、有効に機能した。
- 本部長及び副本部長による被災地調査に当たっては、地元選出議員に関係市町村や避難所との調整を依頼し、執行部による調整や対応を求めずに実施した。

- 議会と執行部における情報提供や要請等を一本化することにより、岩手県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）や議会対応において混乱をある程度避けることができた。
- 議員への情報提供について、発災当初は議会事務局が入手した県災害対策本部の資料をファクスで提供。後に議員専用ホームページに掲載（毎週更新）の上、最新情報のみファクス提供に変更するなど、一貫した方法によるものではなかった。（一方で柔軟に対応したともいえる。）
- 会議規則等によらない場であったことから、議員連絡本部会議等への出席は費用弁償の対象とならなかった。

(3) 今後への教訓

- 議員連絡本部の設置に当たっては、議長が各会派代表者会議のメンバーと協議の上で取り進めたが、今後、大規模災害発生時には、あらかじめ定めたルールに則り、災害対応組織を速やかに設置すべきと考える。なお、本部員会議と各会派代表者会議のメンバーが同一であったことは、迅速性と会派間の意思疎通の面で一定程度有効であったと思われる。
- 被災直後の現地調査においては、地元選出議員が調整や対応を行うことにより、執行部や被災市町村の負担を軽減することが重要である。
- 議員への情報提供方法については、改めて最良の方法を検討の上、あらかじめルールを定めておく必要がある。（ファクス、メール、ホームページ、タブレット）
- 災害対応組織を、岩手県議会会議規則第 115 条第２項の規定に基づく協議又は調整を行うための場として設置する必要がある。

３　災害対策特別委員会

(1) 当時の経緯

- 震災に係る救援・復旧・復興等の調査を目的として、4 月 27 日の臨時会において設置
- 議長を含む全議員で構成
- 復旧・復興の取組についての調査をはじめ、東日本大震災津波復興計画（以下「復興計画」という。）の議案審査を行ったほか、6 月 13 日、6 月 16 日、6 月 17 日及び 6 月 21 日の 4 日間にわたる現地調査を実施
- 7 月 29 日には政策提言を決定し、復興計画へ反映されるよう 8 月 1 日には知事へ提言を実施

(2) 振り返り（評価）

- 災害対策特別委員会の設置に当たっては、今後招集されるであろう臨時会での設置という意見と、開会中に受けた災害に対する特別委員会は開会中に設置すべきとの意見が出されるなど混乱が生じた。
- 5 月 27 日及び 7 月 12 日開催の災害対策特別委員会においては、復興局理事兼副局長ほか執行部出席による質疑が行われたほか、8 月 10 日開催時には、知事及び副知事出席による総括質疑が行われるなど、震災対応の中、執行部の出席を求めた長時間にわたる調査が行われた。
- 付議された復興計画については、早急に策定することが重要であったため、当初の予定を前倒しして議案の審査を進めるなど、迅速かつ柔軟な対応を行った。また、災害対策特別委員会としては、復興計画に反映されるよう、現地調査の実施により被災地の要望等を取りまとめのうえ、知事への提言を行った。

(3) 今後への教訓

- 特別委員会の設置に当たっては、地震等の規模及び被害状況に応じて個々に判断する必要があることから、可能な限り各会派代表者会議及び議会運営委員会における意見調整を踏まえて判断する必要がある。
- 特別委員会の活動に当たっては、可能な限り、県災害対策本部における災害対応の妨げとならないよう配慮する必要がある。
- 復興計画等の策定が想定される場合には、策定スケジュールに合わせた調査の実施及び提言の取りまとめを行う必要がある。

4　執行部との関係

(1) 当時の経緯

- 岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「復興委員会」という。）へオブザーバー参加（議長、民主党・ゆうあいクラブ代表、自由民主クラブ代表）
- 県災害対策本部員会議へオブザーバー参加（副議長、地域政党いわて代表）
  - ・知事に対し議員の出席を申し入れ、実現したこと
  - ・情報の共有を図ること、また、タイムリーに提言する機会としたこと
- 情報の一本化を実施

(2) 振り返り（評価）

- 議員からの情報・要請、議員への復興委員会や県災害対策本部の資料提供などについて情報の窓口の一本化を図ったことにより、議会や執行部における災害対応の混乱をある程度避けることができた。
- 議員連絡本部会議等の場により議会と執行部の情報共有を図ることができた。

(3) 今後の教訓

- 議会（議員）の県災害対策本部等へのオブザーバー参加は、執行部との情報共有の面で有効であったことから、執行部と調整の上、あらかじめルール化しておく必要がある。

Ⅱ　検証を踏まえた「岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画」

内　容	背景・考え方等
１　策定の目的 ○大規模災害発災時においても本県議会がその機能を十分に果たすため、平成 23 年の震災における活動内容の検証を踏まえ、災害時における議会の組織体制及び議員の活動方針等を整備するもの。	◆未曾有の被害をもたらした震災にとどまらず、平成 28 年台風第 10 号による大雨被害等県内各地で大規模な災害が断続的に発生している。 ◆震災の被災県としての経験を生かし、議会として災害時・平常時問わず迅速かつ適切に機能を果たしていくため、当時の活動を振り返り、その検証結果を踏まえた組織体制や行動指針等を整備し、認識の共有を図るものである。

内　容	背景・考え方等
2　対象とする災害等 【地震】県内に震度６弱以上の地震が発生した場合 【津波】大津波警報が発表された場合 【気象災害】大雨・洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 【噴火】岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち警戒レベル５が発表された場合 【原子力災害】原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県が含まれる場合 【その他】議長が本計画を適用する必要があると認める災害等 例：・上記基準に満たない災害等であっても、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ等により大きな被害が発生した場合 【参考】 **〇岩手県災害対策本部における配備体制及び配備基準の概要** **(1)主査以上配備（２号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）** ア　次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 (ア)　気象警報 (イ)　高潮警報 (ウ)　波浪警報 (エ)　洪水警報 (オ)　気象特別警報 (カ)　高潮特別警報 (キ)　波浪特別警報 (ク)　北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報（洪水警報） (ケ)　水防警報（知事が指定した河川に限る。） イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。	◆本県議会と執行部は、災害対応に当たり協力・連携する関係にあることから、本計画の内容は県の防災関連規定等と整合を図ることが望ましい。 　そのため、本計画が対象とする災害（災害対応組織を設置する基準となる災害）を検討するに当たっては、知事を本部長とする県災害対策本部の設置基準を参考とした。 ◆他方、議員は、発災時地域の被災状況や住民の意向の収集と把握に努めなければならないことからすれば、県内各地から参集を求められる本県議会の災害対応組織メンバー等の負担を考慮し、大規模災害以外での頻繁な招集は避けることに加え、議員が速やかに災害対応組織の下での定められた行動に移行するためには、議会からの正式な連絡を待たずとも議員自ら発災時に災害対応組織の設置を明確に判断できる基準とすることが適当である。 ◆したがって、本計画を適用する災害の対象及び範囲を検討するに当たっては、県災害対策本部で主査以上配備体制となる大規模災害の基準をベースとしつつ、発災頻度や議会の特性等も踏まえながら、できる限り判断に迷いが生じないよう、対象は「地震」、「津波」、「気象災害」、「噴火」及び「原子力災害」の５災害とし、災害以外にも重大事故やテロ等によっても大きな被害と混乱がもたらされる可能性があることから、これらを全て包含するものとして、「議長が本計画を適用する必要があると認める災害等」を設けることとした。

内　容	背景・考え方等
ウ　津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 エ　県内に震度６弱の地震が発生した場合 オ　岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル５が発表された場合 カ　原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。 キ　その他本部長が特に必要と認めた場合 **⑵全職員配備（３号）体制** ア　大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。 イ　大津波警報が発表された場合 ウ　県内に震度６強又は震度７の地震が発生した場合 エ　原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。 オ　その他本部長が特に必要と認めた場合	
※　本計画が対象とする災害等以外の災害の発生時においては、「大規模災害等における危機管理マニュアル」（平成 30 年改訂）に基づき、対応することとする。	◆本計画の対象とはならない規模の災害が発生した場合には、別に定めるマニュアルに基づき対応する。

内　容	背景・考え方等
３　災害時の役割・機能 (1) 議会の役割・機能 ○本計画が対象とする災害等が発生した場合、岩手県議会災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行う。 　なお、連絡本部の設置については、後記４において定める。 ○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を、連絡本部に一本化する。 　また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。 ○県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行部に対する要請及び国や市町村議会との意見交換を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。 ○政府調査団の来訪時の要望書の提出や国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。	◆県議会は、県民の意思・意見を把握し、政策の提案・提言等を行いながら、執行部から提案される予算や条例等の議案を審議し、その施策や事業執行の点検を行い、こうした活動を県民に説明する役割が求められている。 ◆本県議会における震災時の対応を顧みると、議員からの情報提供及び執行部からの情報提供の窓口を一本化することで災害対応の混乱をある程度回避できた一方、できるだけ執行部の災害対応に支障を与えないような活動方法を検討することが重要と考えられることから、執行部との関係については、議会活動に当たっての留意事項を含めた形で整理しておく必要がある。 　また、県災害対策本部への議会（議員）のオブザーバー参加は、執行部との情報共有の面で有効であったことから、これをルール化するとともに、県災害対策本部の開催に臨機応変に対応できるよう、事務局職員の参加も想定しておくもの。 ◆また、広域自治体として、被災市町村の状況と要望を把握し、激甚災害指定をはじめとする財政的な支援等を国に対して要請していくことが求められることから、執行部との関係のみならず、市町村及び国との関係についても触れておくことが適当である。 　なお、要望等の対応を要する場合には、各会派等の意向を確認しつつ、先例等を参考とし臨時に対応することとする。

内　容	背景・考え方等
(2) 開会中に災害が発生した際の議会運営 　開会中に災害が発生した場合の議会運営については、下記事項を踏まえつつ、各会派代表者会議及び議会運営委員会で判断する。 ア　本会議開催中に災害が発生した場合の議会運営 　別添参考「本会議開催中に地震等の災害が発生した場合の議会運営」に記載のとおりとする。 イ　会期や付託議案等の取扱い 　会期、付託議案、請願及び追加提出予定議案の取扱いについては、各会派代表者会議及び議会運営委員会において、執行部における災害対応の状況や意向等を踏まえながら、下記のような取扱いを念頭に置きつつ、臨機応変に判断する。 ・会期：可能な限り短縮 ・常任委員会への付託：付託撤回、付託しない ・請願：採択、継続審査、撤回の個別判断 ・追加提出予定議案：発災時期により判断 ウ　執行部の対応等 　発災後の被災状況の把握等を行う段階においては、執行部における災害対応の状況を踏まえ、休会や出席要求者の縮小（欠席）など、執行部が災害対応を優先できるよう配慮する。 　また、災害関係補正予算案等の審議については、復旧・復興に向け必要な予算の速やかな執行等ができるよう予算案の説明、本議会議決等の審議日程及び方法についても、執行部と連携し柔軟に対応する。	◆震災時に、会期延長の要否等について意見がまとまらず、議会運営において混乱が生じた経験を踏まえ、発災時の議会運営等についてあらかじめルールを定め、発災時の混乱回避と円滑な議会運営を確保する必要がある。 　そのため、特にも、会期、付託議案、請願及び追加提出予定議案の取扱いについては、基本的な考え方を整理しておくもの。 ◆災害時にあっては、被災状況の確認、被災地の要望の把握及び執行機関から上程された補正予算案等の審議を行い、その成立後には災害対策の進捗確認や防災・減災対策へ提言を行うといった役割が議会に求められるもの。

<table>
<tr><th>内　容</th><th>背景・考え方等</th></tr>
<tr><td>(3) 議員の役割・機能
○連絡本部からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。

○連絡本部からの参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事し、地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。

○執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、連絡本部を通じて提供する。
　また、連絡本部を通じて把握した、地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供する。

○連絡本部に置く岩手県議会災害対策連絡本部調整会議（以下「調整会議」という。）の構成員は、調整会議が開催された場合、地域での活動状況に関わらず、原則として調整会議の活動に従事する。

○前記のほか、議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。

○被害を受けた地域の地元選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会及び連絡本部との調整に努める。</td><td>◆議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となるが、災害情報は、県災害対策本部等を通して得ることが効率的である。
　しかし、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることが考えられ、議員が得る情報は県の保有する災害情報を補完する有益な情報となりうる。
　これらのことから、議員は各々災害情報を的確に把握するとともに、災害対応に当たっては互いの情報を共有することも重要である。
（なお、災害情報の収集においては、携帯電話のカメラ機能やタブレット端末の活用も有効である。）

◆議員は、地域の一員としての役割も担っているが、議員としての立場（非代替性）を考慮すれば、同時に双方の活動が競合した場合は、議員としての活動に専念することが適当である。

◆震災時、議員連絡本部の本部長及び副本部長の被災地調査に当たり、地元選出議員に関係市町村や避難所との調整を依頼することで、執行部の対応を求めることなく実施することができた経験を踏まえ、災害時の基本的な被災地調査等の方法として規定する。</td></tr>
</table>

内　容	背景・考え方等
4　岩手県議会災害対策連絡本部	
⑴　設置・招集方法等 ・本計画の対象とする災害が発生した場合、議長は速やかに登堂し、連絡本部を設置する。 　なお、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、職務代理者がこれを行う。 ※設置根拠：岩手県議会会議規則第 115 条第２項 ・本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会としての対応は連絡本部に一元化する。 **⑵　構成員** ・連絡本部は全議員をもって構成し、本部長には議長を、副本部長に副議長をもって充てる。 ・本部長（議長）及び副本部長（副議長）にともに事故があるとき又は本部長（議長）及び副本部長（副議長）がともに欠けたとき、本部長（議長）の職務を行う者の順序は次のとおりとする。 　第 1 順位　議会運営委員会委員長 　第 2 順位　議会運営委員会副委員長	◆震災時の議員連絡本部においては、議会と執行部における情報提供や要請等を本部に一本化することで混乱を回避した等の成果が認められることから、これを基本体制としつつ、議員連絡本部の設置や議会運営の方針決定において時間を要したことを教訓に、災害対応組織の招集方法、職務代理者及び所掌事務をできるだけ具体的に例示することで、指揮命令系統を確立し、実施権限の所在等を明らかにした。 　なお、執行部との関係性から見て、県の災害対応組織の組織形態が「本部」であることも考慮し、県議会の組織形態を「本部」とする。
⑶　連絡本部の所掌事務 ・災害に係る情報の収集、共有及び提供に関すること ・災害情報に基づく要請、要望等に関すること ・その他議会として必要な対応に関すること	◆連絡本部を、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として位置付け、議員が連絡本部の活動に従事した場合は費用弁償の対象とする。
⑷　岩手県議会災害対策連絡本部調整会議 ・連絡本部に調整会議を置き、議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び交渉団体である各会派の代表者をもって充てる。 　なお、各会派の代表者に事故があるとき又は各会派の代表者が欠けたときは、当該会派が定める順序により代理者を決定する。 ・本部長（議長）は、当面の災害に係る議会活動の内容について協議や調整等を行うため、被害状況等を勘案し、必要に応じて調整会議を招集する。なお、調整会議を開催する必要があると判断した場合は、開催日時等を調整会議の構成員に連絡する。 　また、調整会議の進行は本部長（議長）が行い、協議事項は本部長（議長）が決定する。 　なお、本部長（議長）に事故があるとき又は本部長（議長）が欠けたときは、職務代理者がこれを行う。	◆調整会議の構成員を各会派代表者会議の構成員と同一にすることについては、他自治体においても、各会派代表者会議で災害対応の協議を行う例が複数あり、また、災害時という喫緊の状況下において、機動性及び効率性の観点からも構成員が異なる複数の会議の開催は避けることが望ましいことから、災害時の方針決定の調整・協議の場は各会派代表者会議と同一の構成とするもの。

内　容	背景・考え方等
⑸ 調整会議の所掌事務 ・被害状況等の把握・分析 ・被災地の要望等の集約 ・県災害対策本部への提案、提言及び要望等の調整 ・国、県、関係機関等に対する要望活動の調整　　　など	
⑹ 岩手県議会災害対策連絡本部事務局 ・連絡本部の事務局を、岩手県議会事務局に置く。 ・事務局は、連絡本部の運営に関する庶務のほか、円滑な議会運営及び議員活動に必要な事務を処理する。	◆連絡本部の庶務等を担う事務局を議会事務局に置き、本計画に定める議員活動が円滑に行われるよう必要な事務処理等を担うものとする。
⑺ 事務局の所掌事務 ・庁舎内来訪者等の安全確保、避難誘導 ・議員・職員の安否確認 ・議会庁舎及び設備の点検・管理、執務場所の確保 ・各種情報収集 ・非常時の議会活動及び議員活動を確保するために必要な関係機関との調整及び各種手続 など	

内　容	背景・考え方等
５　安否確認、議員への情報提供及び議員を通じた情報収集等	
⑴　議員の安否確認 ○議員の安否確認の通信手段は、メールの送受信を基本とする。 ※メールが使用できない場合は、ファクス及び電話を補完的に使用する。 　なお、通信回線の途絶や規制等により上記の情報伝達手段が著しく制限された場合は、災害用伝言ダイヤルを活用するものとし、詳細は別に定める。 ・本計画が対象とする災害等が発生した場合、事務局から全議員の携帯等に安否と所在を確認するメールを一斉送信し、議員はそれに返信する。 ・返信がない場合は、事務局からファクス又は電話で確認を行う。	◆発災時には情報が錯綜することや、夜間に発生した場合等事務局職員の参集状況により連絡が遅延することが考えられるため、通信手段はメールの送受信を基本とする。 ◆そのため、事務局はあらかじめ通信手段等に関する各議員の情報を把握し、共有化を図る等安否確認のための事前準備を行うこととする。 （発災時に自宅や事務所にいるとは限らないことから、議員は、日常身につけている携帯やタブレットで確認可能なメールアドレスで送受信することが望ましい。）
⑵　議員への情報提供 ○災害時には情報が錯綜するため、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供については、連絡本部（窓口は事務局）が行う。 ○議員への情報提供は、議員へのメール送信を基本とする。 ※メールが使用できない場合又はファクス送信を希望する議員にはファクスを使用する。	◆震災時、議員への情報提供方法が定められておらず、統一した対応ができなかったことを踏まえ、あらかじめ情報提供方法におけるルールを定める。 　加えて、議員が収集した情報についても連絡本部を通じて執行部に伝達することとし、議員と執行部との情報のやり取りは、連絡本部に一本化する。
⑶　議員を通じた災害等の情報収集等 ○議員は、地域における被災情報等について、積極的に収集するとともに、迅速な復旧等に資するため、当該情報を連絡本部（窓口は事務局）に提供する。 ○議員からの情報提供は原則としてメールによることとし、事務局が指定するアドレスあてに送付する。なお、メールによる送付が難しい場合等には、ファクスにより送付する。	◆発災後に事務所以外で活動する議員が増え、移動先で情報を確認する可能性も高くなることを踏まえ、安否確認用と併せて、議員はあらかじめ情報提供を希望する携帯等のメールアドレスを事務局に登録することとする。

※　現状の執務環境等を前提として対応案を想定しているが、例えば、全議員へのタブレット端末の配備など､環境変化があれば､大きく変わる可能性があること。

内　容	背景・考え方等
６　災害時への備え	
○議会棟が使用不能となる場合に備え、あらかじめ代替可能な場所を複数想定しておく。 ※代替施設については、岩手県災害時業務継続計画（本庁舎版）（以下「県業務継続計画」という。）における県災害対策本部の代替施設と同施設又はその近隣の県有施設とする方向で検討する。 **【参考】** **○県業務継続計画に定める執行部の代替施設の概要** ・庁舎設備への影響等により、**一時的に本庁舎の一部の利用が不可能となった場合、災害対策本部及び同支援室は以下の施設に移転・設置**。 第１順位：盛岡地区合同庁舎 第２順位：地方職員共済組合岩手県支部エスポワールいわて 第３順位：いわて県民情報交流センター（アイーナ） **・各部局等の活動スペースは各執務室**とするが、**一時的に本庁舎の一部の利用が不可能となった場合**は、各部局等が担当する主要な災害応急対策業務を継続していくため、**盛岡市内及び周辺市町村に立地する県有施設（岩手県立大学、アイーナ、環境保健研究センター、アピオ会議場等）を指定**の上、必要最低限の活動スペースを確保。	◆県業務継続計画においては、県庁舎の代替施設を複数定めているところであるため、同じ盛岡地区に所在する議会棟もこれに倣って、あらかじめ代替施設を指定しておくもの。 　なお、情報収集の上ではできるだけ県災害対策本部に近い場所の施設を指定することが望ましいことから、同施設又は近隣の県有施設を候補として執行部との調整を進めていくこととする。
○議員と事務局職員が参加する安否確認、災害情報の伝達等の訓練を定期的に実施する。 　また、安否確認や災害情報の伝達等の手段については、衛星電話など災害時に輻輳の影響を受けにくい通信手段の活用について検討するとともに、技術革新に伴う通信機器の発展や通信環境の向上等に応じ、適切かつ有効な手段への見直しに努める。	◆本計画において安否確認や災害情報の伝達方法の基本的なルールを規定したが、実際に議員及び事務局職員が共に支障なく行動できるか否かを確認するためにも、定期的な訓練が必要である。 　また、通信手段については、衛星電話等の活用についての検討を継続していくとともに、今後の通信環境の変化に応じて、適切かつ有効な手段に見直していく必要がある。
○議員は、地域の防災訓練や避難訓練等に積極的に参加するとともに、防災士の資格取得に努める。	◆議員は、地域の一員として被災者の救援をはじめとする地域の活動に従事する役割を担っており、その実践が県民の防災意識の啓発にもつながることから、地域の訓練や防災士の資格取得に主体的に取り組むことが望ましい。

内　容	背景・考え方等
○岩手県議会災害時緊急物資の備蓄計画により、全議員に係る発災から３日間に必要な下記品目を議員会館に備蓄する。 ・食料品：飲料水、加熱調理が不要な主食系の食料 ・生活必需品：タオル、歯ブラシ、ティッシュ、生理用品等 ・資機材：石油ストーブ、ラジオ、ランタン、救急セット等	◆本県議会では、平成 25 年 12 月 13 日に、今後の災害時における議会の円滑な運営に資することを目的として備蓄計画を策定している。これに基づき、平成 25 年度から 29 年度の５カ年計画により備蓄をし、平成 30 年度以降は点検更新期間とするもの。
○本計画の概要（主に議員の行動に関する事項）をまとめた携帯版の手帳を作成し、議員に配布する。	◆緊急時に慌てず対応できるよう、岩手県職員が携帯している「防災手帳カード版」（県災害対策本部の職員配備体制の基準や配備体制別の参集職員が記載）と同様、議員が日常で携帯できる大きさの概要版を作成し、配布する。
○本計画の対象とする災害等が発生した場合の事務局職員における安全確保や安否確認の手段、参集の範囲、業務体制等の具体的な内容については、別に定める。	◆事務局職員の対応については、本計画と既存の災害対応マニュアル等との整合を図る必要があることから、見直しを行うなど別途整備する。
○本計画の内容は、県の防災計画等との整合を常に図ることとする。 　また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。	◆議会と執行部は相互に協力・連携して災害対応に当たる必要があることから、常に県の災害対策関係規定等を意識した整備及び運用を行う。

内　容	背景・考え方等
7　災害時の対応 ○本計画が対象とする災害が発生した際、初動期（概ね発災当日）、応急期Ⅰ期（概ね発災１～３日後）及びⅡ期（概ね発災４日以後）の各段階において、災害発生時の議会日程や会議開催状況に応じ、「本会議・委員会開催中」の場合と「本会議・委員会非開催時」の場合に分けて、基本的な対応の流れを整理する。 ○地震発災時の対応は次のとおりとし、その他本計画の対象とする災害等の発生時においては、これに準じて対応する。 ○夜間・休日に発災した場合は、「本会議・委員会非開催時の場合」の場合と同様に対応する。	◆災害発生時の議会日程や会議開催状況に応じ、本会議又は委員会の「開催時」と「非開催時」の２つのケースを想定して、基本的な対応の流れを整理した。 議会運営からみれば、開催時も「本会議の場合」と「委員会の場合」、非開催時も「会期中で開催時以外の場合」と「閉会時の場合」の４つのケースが考えられるところであるが、初動時の対応を大きく分ける要素は議員や事務局職員の所在（在庁しているか否か）であること、また、この他に初動期と応急期という時系列の視点も加わることを考慮すると、行動パターンの種類は、可能な限りシンプルかつわかりやすいものにすることが望ましいことから２ケースのみとした。 ◆なお、時系列の段階については、行動に移るための一つの目安とはなるものの、被害の大きさや発災の時間帯等によって進捗程度が異なることが想定されるため、特に混乱が起きやすい発災当日から概ね４日間までに着目し、日単位で初動期と応急期（Ⅰ及びⅡ）の３段階に整理した。 ◆夜間・休日に発災した場合は、事務局職員が庁舎に参集するまでの間、若干初動が遅れることが想定されるものの、基本的な対応の流れは、議員が庁舎内にいない「本会議・委員会非開催時」の場合と変わりがないことから、これと同様の対応とする。

別紙　　　　　　　　　　災害時における議会・議員の活動内容

⑴　本会議・委員会開催中の場合

	議会の対応	議員の対応
初動期 （概ね 発災当日）	①　地震の揺れを感知した場合、議長又は委員長の判断で暫時休憩を宣言する。 緊急地震速報を確認した場合、議長・委員長は直ちに暫時休憩を宣告し、議場内又は委員会室内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。 ②　揺れが大きかった場合は、議長又は委員長と事務局が協議し、事務局は傍聴者等の安全確保や避難誘導、議会棟や設備の点検や安全のために必要な維持管理、震度情報等の状況確認などを行う。 ③　事務局による状況確認後、議会運営委員会又は正副委員長（世話人会）は、会議又は委員会の再開の可否を協議し、再開する場合は、議場内又は委員室内の議員へ事務局から災害規模等の情報を伝達し、その後直ちに議事を再開する。 　また、再開が難しい場合は散会する。 ④　議長は、本計画の対象とする災害等の発生を確認した場合、岩手県議会会議規則第115条第２項の規定に基づき、直ちに連絡本部を設置し、本部長に就く。	①　速やかに自身の安全を確保する。 　また、議会棟内に留まることが危険な場合は、議会棟外に避難する。 ②　今後の対応の指示があるまで、会派控室又は安全な場所で待機する。 ③　会議又は委員会の散会が決定後、気象状況や道路状況等を勘案し、帰宅できる場合は帰宅する。 　なお、帰宅できない場合は、議員会館等に待機（宿泊）又は必要に応じて周辺の指定避難所へ一時避難する。 ④　事務局からの連絡受領手段を確保する。 ⑤　連絡本部からの参集指示があるまでは、地域での救援活動等に積極的に協力・従事する。 ⑥　地域の被災状況等の把握に努め、必要に応じ、連絡本部に情報提供する。

	⑤　連絡本部は、その後の議会活動、災害復旧・復興に向けた特別委員会の設置などを検討・判断するための災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 　また、議員から提供された情報を集約し、必要に応じて執行部に伝達する。	
応急期Ⅰ期 **（概ね発災 １～３日後）**	①　議長は、状況に応じ、調整会議を招集する。 ②　調整会議は、初動期⑤で収集した情報等を踏まえ、今後の議会対応及び調整会議における取組等について協議する。 ③　各会派代表者会議は、当面する議会日程、付託議案等の取扱い、特別委員会の設置の要否、意見書の発議、臨時会等招集請求の要否等を協議するなど、議会運営の準備を開始する。 ［大規模災害に係る特別委員会に当たっては、必要に応じて分野別の部会を設置するなど、柔軟な委員会運営を検討する必要がある。］ ④　連絡本部は、執行部の活動状況に配慮しつつ、執行部と連携を図りながら、県災害対策本部に本部員及び事務局職員をオブザーバー参加させるなどして必要な災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 　また、議員から提供された情報を集約し、必要に応じて執行部に伝達する。	①　地域での救援活動等に積極的に協力・従事する。（初動期から継続） ②　地域の被災状況等の把握に努め、必要に応じ、連絡本部に情報提供する。（初動期から継続） ③　連絡本部から得た災害情報を、様々な方法により、住民に提供する。 ④　連絡本部からの指示に対応できるよう、参集手段を確保する等態勢を整える。 ⑤　調整会議の構成員は、調整会議に参加する。

応急期Ⅱ期 （概ね発災 ４日以後）	①　連絡本部は、執行部の活動状況に配慮しつつ、執行部と連携を図りながら、県災害対策本部に本部員及び事務局職員をオブザーバー参加させるなどして必要な災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 　また、必要に応じて現地で被災状況を調査し、議員から提供された情報や調査で把握した情報を集約して執行部に伝達する。 ②　連絡本部は、状況に応じ、全ての本部員を招集して連絡本部会議を開催し、被災・復旧の状況や今後の対応などを共有する。 ③　調整会議は、執行部に対する提案、要望等及び国、関係機関等に対する要望活動の検討・調整を行う。 　また、調整会議で検討・調整した内容により、議会として、要望活動等を精力的に行う。 ④　迅速な復旧・復興に向け、県民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を速やかに審議する。	①　応急期Ⅰ期の対応を継続する。 ②　連絡本部会議が招集された場合は、連絡本部会議に参加する。 ③　連絡本部による現地調査が行われる場合は、調査先の地元選出議員が関係市町村や避難所等と受け入れのための調整や準備を行う。

⑵ 本会議・委員会非開催時の場合（夜間・休日の場合も同様）

	議会の対応	議員の対応
初動期 （概ね 発災当日）	① 事務局は議員の安否と所在を確認するとともに、議会棟や設備の点検や安全のために必要な維持管理、震度情報等の状況確認などを行う。 ② 議長は、本計画の対象とする災害等の発生を確認した場合、岩手県議会会議規則第115条第２項の規定に基づき、直ちに連絡本部を設置し、本部長に就く。 ③ 連絡本部は、その後の議会活動、災害復旧・復興に向けた特別委員会の設置などを検討・判断するための災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 また、議員から提供された情報を集約し、必要に応じて執行部に伝達する。	① 速やかに自らの安全を確保する。 ② できるだけ速やかに自身の安否と所在を事務局に報告する。 ③ 事務局からの連絡受領手段を確保する。 ④ 連絡本部からの参集指示があるまでは、地域での救援活動等に積極的に協力・従事する。 ⑤ 地域の被災状況等の把握に努め、必要に応じ、連絡本部に情報提供する。
応急期Ｉ期 （概ね発災 １～３日後）	① 議長は、状況に応じ、調整会議を招集する。 ② 調整会議は、初動期③で収集した情報等を踏まえ、今後の議会対応及び調整会議における取組等について協議する。 ③ 各会派代表者会議は、当面する議会日程、付託議案等の取扱い、特別委員会の設置の要否、意見書の発議、臨時会等招集請求の要否等を協議するなど、議会運営の準備を開始する。 大規模災害に係る特別委員会に当たっては、必要に応じて分野別の部会を設置するなど、柔軟な委員会運営を検討する必要がある。	① 地域での救援活動等に積極的に協力・従事する。（初動期から継続） ② 地域の被災状況等の把握に努め、必要に応じ、連絡本部に情報提供する。（初動期から継続） ③ 連絡本部から得た災害情報を、様々な方法により、住民に提供する。 ④ 連絡本部からの指示に対応できるよう、参集手段を確保する等態勢を整える。 ⑤ 調整会議の構成員は、調整会議に参加する。

	④　連絡本部は、執行部の活動状況に配慮しつつ、執行部と連携を図りながら、県災害対策本部に本部員及び事務局職員をオブザーバー参加させるなどして必要な災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 　また、議員から提供された情報を集約し、必要に応じて執行部に伝達する。	
応急期Ⅱ期 （概ね発災 ４日以後）	①　連絡本部は、執行部の活動状況に配慮しつつ、執行部と連携を図りながら、県災害対策本部に本部員及び事務局職員をオブザーバー参加させるなどして必要な災害情報を収集するとともに、入手した情報を議員に提供する。 　また、必要に応じて現地で被災状況を調査し、議員から提供された情報や調査で把握した情報を集約して執行部に伝達する。 ②　連絡本部は、状況に応じ、全ての本部員を招集して連絡本部会議を開催し、被災・復旧の状況や今後の対応などを共有する。 ③　調整会議は、執行部に対する提案、要望等及び国、関係機関等に対する要望活動の検討・調整を行う。 　また、調整会議で検討・調整した内容により、議会として、要望活動等を精力的に行う。 ④　迅速な復旧・復興に向け、県民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を速やかに審議する。	①　応急期Ｉ期の対応を継続する。 ②　連絡本部会議が招集された場合は、連絡本部会議に参加する。 ③　連絡本部による現地調査が行われる場合は、調査先の地元選出議員が関係市町村や避難所等と受け入れのための調整や準備を行う。

（参考）　本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の議会運営

<table>
<tr><th colspan="7">議会運営</th><th colspan="2">執行部の対応</th></tr>
<tr><th colspan="3">災害発生時の議場
（委員会室）の状況</th><th colspan="3">主な災害規模</th><th>会議の進行等</th><th>主な災害規模</th><th>体　制</th></tr>
<tr><td rowspan="5">議長（委員長）判断</td><td>危険</td><td>休　憩</td><td colspan="3">（災害規模に関わらず休憩）</td><td rowspan="3">議会運営委員会又は正副委員長（世話人会）で対応を協議
①　災害対策本部が設置された場合は、原則、散会
②　災害特別警戒本部が設置された場合は、状況に応じて判断</td><td rowspan="2">・津波警報以上
・県内最大震度５強以上</td><td rowspan="2">災害対策本部の設置（知事以下の対応）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">安全</td><td rowspan="4">議事継続
＊揺れが収まるまで進行を中断する場合あり。</td><td rowspan="4">事務局において気象情報等を確認</td><td>・津波警報以上
・県内最大震度５強以上</td><td rowspan="2">休憩</td></tr>
<tr><td>・津波注意報
・県内最大震度４又は５弱（執行部で災害特別警戒本部を設置する場合）</td><td>・津波注意報
・県内最大震度４又は５弱（関係機関との調整が必要と判断した場合）</td><td>災害特別警戒本部の設置（総務部長以下の対応）</td></tr>
<tr><td>・県内最大震度４又は５弱</td><td>議事継続</td><td>一時休憩し、議場（委員会室）内の議員へ事務局から災害規模等の情報を伝達。その後、直ちに議事を再開
＊ただし、委員会においては、総合防災室職員の出席を考慮</td><td>・県内最大震度４又は５弱</td><td>災害警戒本部の設置（総合防災室長以下の対応）</td></tr>
<tr><td>・県内最大震度３以下</td><td>議事継続</td><td>—</td><td>・県内最大震度３以下</td><td>—</td></tr>
</table>